太田市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する告示をここに公布する。

令和８年５月１９日

太田市長　穂　積　昌　信

太田市告示第７９号の２

太田市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する告示

太田市予防接種事故災害補償規程（平成１７年太田市告示第５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第２号ア中「４８,０００,０００円」を「４９,５００,０００円」に改め、同号イ（ア）中「４８,０００,０００円」を「４９,５００,０００円」に改め、同号イ（イ）中「３１,９６０,０００円」を「３２,９６０,０００円」に改め、同号イ（ウ）中「２４,３９９,０００円」を「２５,１６３,０００円」に改める。

附　則

この告示は、令和８年５月１９日から施行し、改正後の第５条第１項第２号の規定は、同年４月１日以後に発見された予防接種事故について適用する。